

平成18年5月10日

平成18年学習支援事業（訪問講座）に関する報告

- 日 時 平成18年4月28日（金）13:30～15:00
- 場 所 滋賀県庁 別館大ホール
- 講演者 京都産業大学大学院法務研究科教授 坂東 俊矢
- 参加人員 50名

1 講演内容の概要について

テーマ：「今後の消費者政策－消費者・事業者・行政の果たす役割－」

1. 「21世紀型消費者政策」の考え方とその具体的な展開

(1) 消費者政策の展開

① 社会の変化

高齢化 }
国際化 } 規制緩和←無制限な自由主義化ではなく「公正さ」の裏づけ
情報化 } →「生活」レベルでの（目に見える形での）社会変化の進展

市場を通した「公正さ」（製品やサービスの品質・契約締結・契約内容）

→市場の Player としての事業者と消費者の役割

=法による「新たな権限の付与」とその行使を含めた「自己責任」

② 規制緩和－行政規制から「民事ルール」へ

1968年

「消費者保護基本法」

消費者の保護

↓
行政による規制や監督
→「行政ルール」（業法・条例）
法)

69年「地方自治法」改正

=消費者保護が「固有事務」に(H11廃止)

2004年

「消費者基本法」

消費者の権利とその自立支援

↓
権利行使を通した公正な市場の確保
→「民事ルール」（民法・契約

公正な権利行使を確保する制度的担保

=情報と交渉力に格差

=公益通報者保護法+団体訴権

1985年「豊田商事」事件←司法による消費者被害救済

同年 経済企画庁「国民生活白書」→「自立する消費者像」の提唱

2003年5月 国民生活審議会「21世紀型消費者政策の在り方について」

③企業をめぐる基本政策の変化

「規制改革に推進に当たっては、例えば原子力、自動車、乳製品、院内感染、遺伝子組み換え食品等に対する国民の不安、疑念の蔓延状況にかんがみ、特に国民の安全を確保する見地から、企業における自己責任体制を確立し、情報公開の徹底を図るものとする」（「行政改革大綱」2000年12月1日閣議決定）

←消費者基本法でも「消費者の信頼確保」が努力義務＝企業に消費者保護の視点が必要

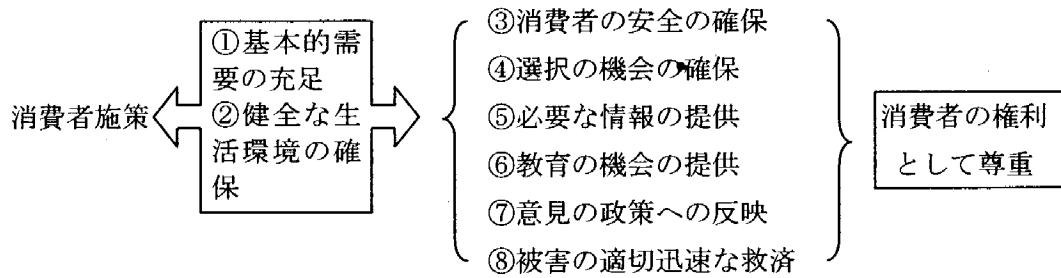
2. 21世紀型消費者政策はどこまで実現してきたか？

①2003年5月 国生審「21世紀型の消費者政策の在り方について」

- ・消費者保護基本法の改正 → 2004年6月2日「消費者基本法」施行
- ・行政推進体制の整備 → 「消費者政策会議」「消費者基本計画」
- ・違法、不当行為の監視の徹底 → 経産省による「特商法」の積極的運用
改正「独禁法」施行（2006年1月4日施行）
- ・自主行動基準の策定、運用 → 手段としては理解も…企業の関心は？
- ・公益通報者保護制度の整備 → 「公益通報者保護法」（2006年4月1日施行）
- ・消費者団体訴訟制度の実現 → 部会報告＝2006年通常国会「法案」提出

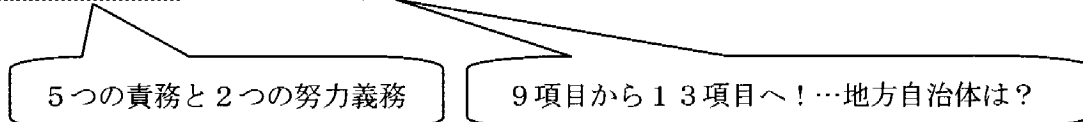
②消費者基本法の考え方

※第2条（基本理念）…8つの権利



※当事者と政策の基本項目

「事業者の責務」の具体化と「政策項目」の充実



- 5条1項（責務）
- ・安全と取引における公正の確保（新設）
 - ・必要な情報の明確かつ平易な提供（新設）
 - ・消費者の知識、経験及び財産状況への配慮（新設）…適合性の原則
 - ・苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備とその処理（強化）
 - ・消費者政策への協力（従来通り）

- 5条2項 (努力義務)
 - ・環境保全への配慮 (新設)
 - ・消費者の信頼確保 (新設)
 - =品質の向上、自ら遵守すべき基準の作成など

③消費者基本計画の策定 (<http://www.consumer.go.jp/info/keikaku/index.html>)

- ・3つの基本方向
- ・9つの重点課題
- ・121の具体的施策

④消費生活条例の改正と具体的「消費者支援」施策の展開

3. 消費者基本法の理念を動かす具体的施策の展開

—政策実現のための「縦軸」と「横軸」を考える—

(1)21世紀型消費者政策の Key Word

①消費者の権利

- ・「消費者の権利」の確立
 - 適切で効果的な権利行使を支援する仕組み
 - ・事業者による「消費者の権利」を尊重した経営の実践
 - ・行政による「消費者の権利を尊重した自立支援」施策の実施
- } 消費者の自立

②年齢その他の消費者の「特性」への配慮

- ・情報の質や量、交渉力等に事業者とは格差のある者
 - 情報提供のあり方、苦情や消費者被害の掘り起こし等が必要
- ・高齢者や障害者と子供の「消費者被害(問題)」への対応
 - いわゆる「社会的弱者」の消費者問題=福祉や教育施策との連携

③暮らしの「安心・安全」あるいは「信頼」の確保

- ・食の安全性&商品や役務の品質確保
- ・悪質商法被害を典型とする「公正な消費者取引市場」の確立
 - 事業者と制度(政策)に関する信頼感の再構築が必要
- ・広い意味での健全な「環境」の確保
- ・個人情報保護を含めたネットワーク社会の信頼性の確保

④必要な人に必要な情報が(分かりやすく)伝わる仕組み(情報提供)

- ・悪質事業者名の公表(苦情処理委員会などの効果的な開催)
- ・安全でない商品名(リコール情報)、不当取引行為により販売される商品や役務など
 - 法や条例に基づいた積極的な行政の実施
- ・具体的な消費者に対応した教育・啓発活動の実施と情報提供
- ・双方向型の情報発信(交流)の実現

⑤施策を具体的に動かしていくための「連携と協働」

- ・行政、消費者(NPO、消費者団体)、事業者(事業者団体)の連携、協働

→「トレーサビリティ」が機能するために誰がどのような役割を果たすべきなのか

- ・国と地方公共団体の「政策」の（対等な）連携、協働
- ・都道府県と市町村の連携、協働
- ・地域における連携、協働

4. 21世紀消費者政策が機能するために行政、事業者、消費者ができること

－「CAN」を紡ぐための社会的役割（責任）を考える－

2 受講者からの質問と回答（主なもの）について

質疑応答なし

消費者基本法の改正にいたるまでの経緯および消費者基本法の理念等をわかりやすく説明いただく中で、今後の消費者政策のあり方について行政、事業者、消費者それぞれの立場で取り組むべきことについて示唆いただき、大変有意義な研修会となった。

また、国会で審議中の消費者団体訴訟制度などについてもご説明いただき、最近の消費者問題の動向について参加者の知識を深めることができた。

滋賀県県民文化生活部県民生活課

（注）この報告書は、事務担当者が作成したものであり、内閣府国民生活局の正式な見解ではありません。